

エンジョイ会員の皆様ならびに承認競技会主催者様 (ロードレース除く)への重要なお知らせ

皆様におかれましては、日頃よりモーターサイクルスポーツをご愛好賜るとともに、普及発展に多大なるご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様に取得して頂いております、エンジョイ会員証についてお知らせいたします。必ず、ご一読ください。

エンジョイ会員証の有効期間と保険の変更

- 国の公益法人制度改革に伴い、文部科学省所管の財団法人であるMFJも新しい制度に則った法人に移行することになります。この制度改革により、今まで競技中の事故への見舞金制度として運営してまいりました「MFJスポーツ傷害基金(共済制度)」は、保険業法の適用を受け「共済会」としての運営が出来なくなります。そのためMFJにて様々な保険を精査した結果、2011年4月1日以降(財)スポーツ安全協会の運営する「スポーツ安全保険」を適用することになりました。
- スポーツ安全保険は毎年4月1日から翌年3月31日までを対象とする年間保険で、今までのように大会毎に掛金を徴収していたスポーツ傷害基金とは大きく異なります。エンジョイ会員もこの年間保険を適用することになり、新制度に移行後はエンジョイ会員の申請と同時に年間保険掛金を徴収させていただくことになります。
- また、エンジョイ会員は今まで入会月を含む12ヶ月間の有効期間とさせていただいておりましたが、スポーツ安全保険と合わせて4月1日～翌年3月31日までの暦年制に変更することになりました(MFJ競技ライセンスも同様です)。

2010年エンジョイ会員証の取得について

☆有効期間が変わります。

今年度4月以降にお申し込みいただく場合(新規/継続とも)、申請の時期に係らず有効期限が**2011年3月31日迄**となりますのでご注意ください。

- 申請料金の変更はございません。(3,000円)
- 2011年3月31日までに開催される競技会はMFJスポーツ傷害基金が適用されます(これまで通り大会ごとにスポーツ傷害基金掛金を徴収)。

2011年エンジョイ会員証 (2011年4月1日～2012年3月31日まで有効) の新規取得について

- 制度改正のため、新規2011年度エンジョイ会員の申し込みは、2011年1月1日から受け付けいたします(予定)。有効期間は発効日(仮会員証も有効)から**2012年3月31日迄**となります。
- 申請料金は、スポーツ安全保険掛け金(保険料)及び保険事務手数料を含む金額に改正されます。

※申請料に必要な金額は決まり次第追って公示致します。
 ※年間保険料は2011年4月1日から翌2012年3月31日の1年間分です(この期間の開催大会はエントリー料のみ)。
 ※2011年3月31日までに開催される大会は、これまでどおりエントリー料に大会毎の「MFJスポーツ傷害基金掛金」が必要です。
 ※**2011年3月31日までに大会を開催する主催者の方はスポーツ傷害制度掛金の徴収とMFJへの送金を必ずお願いいたします。**
 ※2011年度エンジョイ会員受付時(2011年1月1日より)大会当日の会員証受付は保険の関係上、出来なくなりますので事前に申請するよう参加者に徹底願います(講習会の必要な方に対し事前講習会の実施をお願いします)。

スポーツ安全保険と補償内容

- (財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行ったアマチュアの社会教育団体を被保険者として、東京海上火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社10社との間に傷害保険を一括契約する補償制度です。
- ※すでに、他の団体でスポーツ安全保険に加入されている方も、保険料は必要となります。

MFJスポーツ傷害基金制度 2011年3月31日までの競技会に適用	スポーツ安全保険 2011年4月1日以降の競技会に適用
掛金/大会毎(種目ごとに異なる)	保険料(種目に関わらず年間一括1600円) ※スポーツ安全保険が定めるCランク
見舞金	保険金
死亡: 1500万円 後遺症: 最高限度 1500万円 傷害: 受傷部と程度で算出	死亡: 2000万円 後遺症: 最高限度 3000万円 傷害: 入院 4000円/1日 通院 1500円/1日
※MFJ会員として加入したスポーツ安全保険の適用期間は、MFJ承認競技会の期間内に適用されます。	

★エンジョイ会員 対象主催の方へ

新しい会員申込用紙が4月末にご用意出来ますので、MFJに請求頂き、届き次第旧申込用紙を破棄願います。